

鎌倉市拠点保育所整備方針

平成30年（2018年）5月 策定

令和7年（2025年）4月 時点修正

鎌倉市こどもみらい部

目次

0	時点修正にあたって（令和7年（2025年）4月時点）	1
1	目的	2
2	位置付け	3
3	期間	3
4	方針の前提	4
5	鎌倉市立保育園の民営化計画における考え方との比較	5
	（1） 拠点保育所	5
	（2） 民営化の手法	5
6	整備方針	6
	（1） 対象園の選定	6
	（2） 用地の選定等	6
	（3） 対象法人の選定	6
	（4） 引継ぎ保育・移管	6
7	鎌倉市の役割	6
	（1） 公私連携型保育所	6
	（2） 保育水準向上のための取組	7
	（3） 保育士の採用・育成	7
8	今後のスケジュール	7

0 時点修正にあたって（令和7年（2025年）4月時点）

鎌倉市拠点保育所整備方針（平成30年（2018年）5月：以下「本整備方針」という。）は策定から6年超が経過しています。

同期間中は、民間活力により腰越保育園を建て替え、令和6年(2024年)4月に公私連携型保育所「キディ腰越保育園」を開設、同年7月に子育て支援センター「子育てキディ腰越」を併設し、本整備方針における腰越地域の拠点保育所整備を完了しました。

また、大船地域の拠点保育所整備は、大船保育園の現地での建て替え、移転等の候補地の探索を含め検討を続けていますが、大船地域での一定規模以上の土地の売買等が少なくことや不動産価格の高騰等といった事象を鑑み、候補地の確保並びに決定には、時間をかけて取り組む必要があります。

このため、本整備方針の腰越保育園に係る部分、及び大船地域の拠点保育所に係る部分の時点修正を行います。

1 目的

鎌倉市では、増加、多様化する保育・子育てニーズに対応し、保育の質の向上を図るため、平成 18 年(2006 年) 9 月に「鎌倉市立保育園の民営化計画」(以下「民営化計画」という。)を策定し、公立保育園の運営を民間に移管(以下「民営化」という。)するとともに、拠点保育所¹の整備を進めてきました。

民営化計画に基づき、平成 20 年(2008 年度)に山崎保育園、平成 24 年(2012 年)に寺分保育園を民営化し、平成 19 年度(2007 年度)に深沢地域の拠点保育所として深沢保育園、平成 27 年度(2015 年度)に玉縄地域の拠点保育所として岡本保育園を建て替え、平成 29 年度(2017 年度)に鎌倉地域の拠点保育所として材木座保育園と稲瀬川保育園の統合保育園である由比ガ浜保育園の建設を終えました。

加えて、令和 6 年(2024 年)に民設民営によって腰越保育園を公私連携型保育所として開園し、腰越地域の拠点保育所の整備を完了しました。

一方、大船地域の拠点保育所である大船保育園は、施設面の課題等から果たすべき役割を十分に果たすことができていません。また、市民が保育行政に期待する役割は、引き続き、増加・多様化しており、鎌倉市としては、これらの役割への対応も課題となります。

このような背景の中、鎌倉市では、持続可能な行財政運営基盤の確立を目的として、「鎌倉市公共施設再編計画(平成 27 年(2015 年) 3 月)改訂令和 5 年(2023 年)」、「鎌倉市第 4 次職員数適正化計画(平成 29 年(2017 年) 2 月)」を策定しており、これらの計画との整合を図りながら、拠点保育所の建て替えを行うとともに、保育・子育て支援サービスを充実させる必要があります。

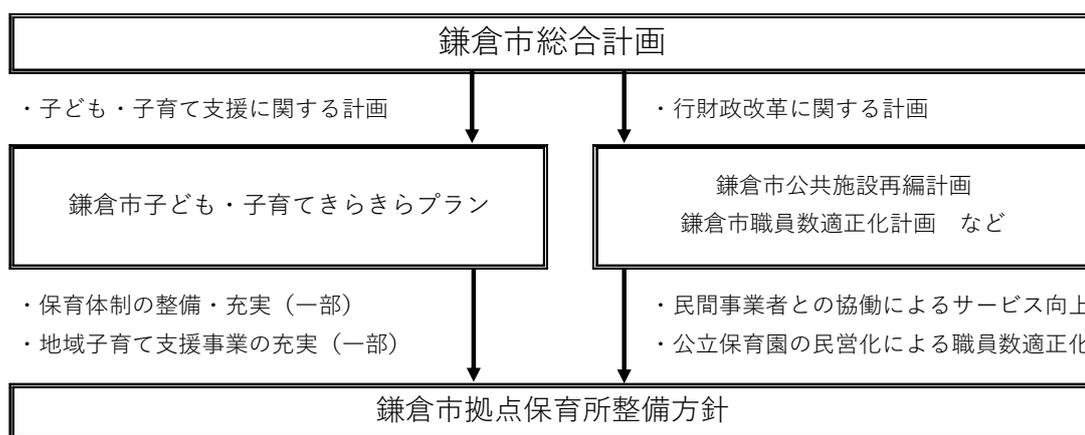
本整備方針は、少子高齢化が進む中でも拠点保育所の機能を維持し、充実させていくために策定するものです。

¹ 拠点保育所とは、鎌倉市の 5 地域(鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、玉縄地域)に公立保育園をそれぞれ 1 園配置し、市の拠点の保育園として位置付け、公立保育園独自の保育や地域の子育て支援事業等の充実を図るものです(出所：鎌倉市立保育園民営化計画)。

2 位置付け

本整備方針は、子ども・子育て支援に関する基本計画である「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（令和7年(2025年)3月）」と、行財政改革に関する基本計画である「鎌倉市公共施設再編計画（平成27年(2015年)3月）改訂令和7年（2023年）」、「鎌倉市第4次職員数適正化計画（平成29年（2017年）2月）」と整合を図りながら、今後の拠点保育所の建て替えの方向性を定めるものです。

【方針の位置付け】



3 期間

平成30年度(2018年度)から令和10年度(2028年度)を本整備方針の期間とします。

当初は、平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度：平成37年度）を事業期間としていましたが、腰越保育園の整備時に、土地の検討並びに保護者など関係者理解に多くの時間を要したことから、大船地域の拠点保育所にあたっては、より慎重を期すため、期間を延長します。

実際に事業を進めるにあたっては、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（令和7年(2025年)3月）」、「鎌倉市第4次職員数適正化計画（平成29年（2017年）2月）」の進捗状況や、社会情勢等も踏まえながら、総合計画（実施計画）として位置付けて進めていきます。

4 方針の前提

鎌倉市では、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の各行政地域に1園、合計5園を地域の拠点となる拠点保育所として位置付け、施設整備を進めています。

本整備方針に基づき、令和6年(2024年)4月から腰越地域の拠点保育所を運用開始した一方、施設面や保育士数の状況から拠点保育所の役割を十分に果たすことができていない、大船保育園への対応が引き続き課題となっています。

本整備方針では、その他の行政計画との整合を図りつつ、施設整備(建て替え)を具体化していくため、民間事業者による施設整備にあわせて、公私連携型保育所を含む民営化を前提とします。

表1 保育サービスの実施状況(令和6年(2024年)4月時点)

	名称	保育サービス等							
		運営形態	定員	児童数	開所日	開所時間	0歳児保育	一時預かり	延長保育
1	由比ガ浜保育園	公設公営	180	178	日曜日 祝日 年末年始 以外	7:00 ~19:00 (12時間)	2ヵ月~	6ヵ月~	○
2	深沢保育園	公設公営	100	93			2ヵ月~	6ヵ月~	○
3	大船保育園	公設公営	80	80			6ヵ月~	×	○
4	岡本保育園	公設公営	100	101			2ヵ月~	6ヵ月~	○
5	キディ腰越保育園 (公私連携型)	民設民営 (公私連携型)	90	85			2ヵ月~	6ヵ月~	○

表2 公営施設の状況(令和6年(2024年)4月時点)

	名称	施設等								津波 浸水 予測	備考
		構造	延床 面積	建築 年度	バリアフリー						
					EV	車いす トイレ	車いす スロープ	手すり	点字 ブロック		
1	由比ガ浜保育園	RC造 3階建	2096㎡	H29	○	○	○	○	○	1~2m	子育て支援C 併設
2	深沢保育園	RC造 4階建	988㎡	H19	○	○	○	○	○	-	子育て支援C 併設
3	大船保育園	RC造 2階建	692㎡	H8	×	×	×	○	×	-	-
4	岡本保育園	鉄骨造 2階建	1143㎡	H27	×	○	○	○	○	-	子育て支援C 併設

※子育て支援センターとの併設施設における延床面積は、認可保育所部分の面積を記載。

5 鎌倉市立保育園の民営化計画における考え方との比較

本整備方針と民営化計画における考え方との比較は次のとおりです。

(1) 拠点保育所

ア 地域性

鎌倉市の5地域に拠点保育所を1園ずつ配置する考え方を受け継ぎます。

イ 運営形態

拠点保育所は公立保育園とする考え方を改め、一部の拠点保育所では、建て替えや保育サービスを充実させるため、民営化によりその実現を図ることとします。

民営化後の設置形態としては、市が設置し民間に運営を委託する「公設民営」方式と、民間が設置運営する「民設民営」方式がありますが、民営化後に運営法人が変わる可能性がなく、安定した保育所の運営が可能であることから「民設民営」方式とする考え方を受け継ぎます。

ウ 役割

運営形態の見直しや保育・子育て支援ニーズの多様化に伴い、拠点保育所では、公立保育園独自の保育・子育て支援サービスを提供するという考え方を改め、通常の保育に加え、次のような役割を担うことで、鎌倉市全体の保育水準の向上を図る役割を担っていきます。

(ア) 特に配慮が必要となる障害児等への対処

拠点保育所における設備・運営の両面での体制整備を進め、特に配慮が必要となる障害児等についても、受入れを担保していきます。また、児童発達支援事業所との並行通園の実施など、関係機関との連携を強化していきます。

(イ) 一時預かり機能の拡充

待機児対策、リフレッシュのみならず、保護者が直前に申し込んでも受け入れることができるような一時預かり事業の体制整備を検討します。

(ウ) 小規模保育事業者等の連携施設としての役割

地域内の小規模保育事業者等の連携施設の役割を担います。満3歳に達して卒園する児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、適切な受入れ枠を確保します。

(エ) 地域子育て支援拠点事業の実施場所の確保

育児相談などの地域活動から一歩進み、拠点保育所を地域の身近な場所として捉え、地域子育て支援拠点(=子育て支援センター)との併設、連携を行います。

(2) 民営化の手法

ア 移管手法

従来は、一定期間の使用が可能な建物を対象として、土地を貸付け、建物を現状のまま譲渡する手法(現状移管)を採用してきましたが、拠点保育所としての機能を強化する目的には馴染まない手法であることから、大船保育園を民営化する場合は、民間事業者が施設整備(建て替え)を行った上で、運営を移管する手法を採用します。

イ 事業者の選定手法

従来の考え方を受け継ぎ、拠点保育所として市が指定する事業の目標を達成するため、プロポーザル（企画立案）方式により事業者を選定します。選定にあたっては、保護者とも十分に協議し、理解を得ながら進めます。

ウ 引継ぎ保育

従来の考え方を受け継ぎ、公立保育園の保育内容を継承することや民営化による子どもたちの影響を最小限に抑えるため、一定期間の引継ぎ保育を実施します。

エ 保護者の選択する権利

従来の考え方を受け継ぎ、入所希望者に対しては、入所申込み段階で将来の民営化の可能性を開示するほか、保護者の選択する権利を尊重します。

6 整備方針

(1) 対象園の選定

施設並びに提供している保育サービスの拡充を図るため、大船保育園を今後の建て替え及び民営化の対象とします。

(2) 用地の選定等

今後、地域拠点校の検討状況も踏まえながら、現在地での建て替え又は移築に係る条件の整理や用地の選定等を行い、建設地並びに建て替えの具体的な方法を決定します。

(3) 対象法人の選定

運営主体については、様々な分野の専門的知識を有するメンバーで構成する選定委員会を設置し、公募対象、公募条件、評価基準を定めます。

民営化計画において、公募対象を社会福祉法人としてきた経過を受け継ぎますが、社会福祉法人以外でも保育の実績がある法人が増えてきているため、今後、対象を広げる場合には、経営している保育所の状態、保育内容、研修システム等を十分に調査した上で、決定することとします。

(4) 引継ぎ保育・移管

保育内容や児童の特性を把握し、円滑に移管できるよう引継ぎ保育を実施した後に、運営を移管します。期間や内容については、児童の状況、保育園の意見、保護者の意見等も踏まえながら検討していきます。

7 鎌倉市の役割

(1) 公私連携型保育所

民営化後も拠点保育所として鎌倉市の関与を明確にするため、原則、民営化後の保育所を「公私連携型保育所」とします。公私連携による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに児童福祉法に定められた制度で、一定の協定に基づき、市から、土地・建物等の必要な設備の無償又は廉価による譲渡・貸付け等が可能となります。

本制度に基づき、拠点保育所として果たしていくべき役割を明確化するとともに、鎌倉市として、拠点保育所に必要となる土地の確保や、土地・建物及び必要な設備等の無

償又は廉価による貸与を検討していきます。

(2) 保育水準向上のための取組

公立保育士のこれまでの実績を踏まえると、直接保育を提供する以外に人的資源を生かす余地は大きく、民営化により捻出される人的資源を活用することで、民間保育所の支援を進めていきます。

具体的には、鎌倉市が運営する拠点保育所を活用しながら、認可保育所以外で働く保育士への研修提供、研修受講時や教員免許更新時の代替保育士派遣、小規模保育事業者等との連携、民営化後に課題が発生した場合の課題解決に向けた支援の実施等を検討します。

(3) 保育士の採用・育成

民間保育所の支援を行うためには、保育現場に精通する人材の育成も重要です。鎌倉市が運営する拠点保育所がその役割を担うことから、適切に拠点保育所を運営することができるように保育士の採用計画、教育システムを作成し、運用していきます。

8 今後のスケジュール

大船地域の拠点保育所については、令和6年度（2024年度）から、建て替え又は移築に係る条件等を整理しています。

今後、建設地並びに建て替えの具体的な方法を決定し、それらの状況を踏まえながら、具体的なスケジュールを策定し、保護者説明、事業者の公募へと進みます。